

添付書類一覧【不該当】

	新しい保険証の取得日が確認できるもの ※1	雇用保険受給資格者証(写) ※2	雇用契約書(写)	給与明細書(写)(2~3カ月)	戸籍謄本(抄本)	しんくみ健保の健康保険被保険者証 ※3												
入手先	現職場	ハローワーク	現職場	現職場														
就職した場合	○		△			○												
収入増となった場合	○	△	△	△		○												
婚姻した場合	○				△	○												
他の扶養義務者の扶養に変更する場合	○					○												
失業給付受給開始の場合	△	○				○												

- ※1 「被扶養者異動届」の届出は5日以内となっていますので、添付書類については、別途確認でき次第送付をお願いします。(保険証の加入日と喪失日に相違がないかの確認をしております。必要以上の情報については、マスキングをお願いします。)
- ※2 失業給付受給開始日が確認できるもの。
受給期間が短くても、日額×360 が年間収入と捉えます。
そのため60歳未満の方は日額3,612円以上の場合受給中は被扶養者に該当しません。(60歳以上の方は日額5,000円)
失業給付以外の収入がある方は、日額×360+その他の収入の合計で計算します。
- ※3 必ず添付をお願いします。滅失の場合は「健康保険被保険者証 回収不能・滅失届」を添付してください。
- △ 他の添付書類で確認が難しい場合、添付をお願いします。